

令和元年 6 月
浜田市議会定例会議議案

令和元年 6 月 1 9 日

令和元年 6 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 承認第 1 号 専決処分の承認について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
- 承認第 2 号 専決処分の承認について（平成 30 年度浜田市一般会計補正予算第 6 号）
- 議案第 35 号 浜田市公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 37 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 38 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 39 号 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 浜田市浜田城資料館条例の制定について
- 議案第 41 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 44 号 浜田市地域資源循環活用施設条例の一部を改正する条例について

- 議案第 45 号 山陰浜田港公設市場条例の制定について
- 議案第 46 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例について
- 議案第 49 号 財産の取得について（しまねお魚センター）
- 議案第 50 号 市道路線の認定について（西浜田 161 号線外）
- 議案第 51 号 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 5 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 8 号 平成 30 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 9 号 平成 30 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 10 号 放棄した市の私債権の報告について
- 報告第 11 号 放棄した市の私債権の報告について

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例について

浜田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例

(浜田市税条例の一部改正)

第 1 条 浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 34 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」とする。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 29 項第 3 号」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号」に改め、同条第 10 項中「附

則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 31 項第 1 号」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 31 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提

出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 16 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

第 2 条 浜田市税条例の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 8 項」を「同

条第 9 項」に、「第 9 項」を「第 10 項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 15 条の 2 に次の 3 項を加える。

- 2 島根県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 島根県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が平

成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア（ウ） a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア（ウ） b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 32 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 33 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り

消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする

第 3 条 浜田市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 34 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成 34 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 35 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

（浜田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 浜田市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年浜田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

浜田市税条例附則第 15 条の次に 6 条を加える改正規定（同条例附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

(浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年浜田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、浜田市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 10 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 12 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に

行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中浜田市税条例第 34 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 4、第 9 条及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定 平成 31 年 6 月 1 日
- (2) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 7 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日
- (3) 第 2 条中浜田市税条例第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 平成 32 年 1 月 1 日
- (4) 第 3 条中浜田市税条例第 24 条の改正規定及び附則第 4 条の規定 平成 33 年 1 月 1 日
- (5) 第 3 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 8 条の規定 平成 33 年 4 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 34 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 16 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の浜田市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用

し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例（次項及び第 3 項において「32 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 31 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき浜田市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 32 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 32 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 32 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 6 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例（以下「31 年 10 月新条例」という。）の規定中軽

自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 31 年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 8 条 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例の規定は、平成 33 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 32 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

平成 30 年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 271,590 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,364,095 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		1,092,190	22,671	1,114,861
	1 地方消費税交付金	1,092,190	22,671	1,114,861
10 地方交付税		12,081,012	201,508	12,282,520
	1 地方交付税	12,081,012	201,508	12,282,520
14 国庫支出金		4,739,373	94,853	4,834,226
	1 国庫負担金	3,433,211	94,853	3,528,064
15 県支出金		3,789,213	△22,927	3,766,286
	1 県負担金	1,503,363	△22,927	1,480,436
18 繰入金		1,508,897	△11,000	1,497,897
	1 基金繰入金	1,508,897	△11,000	1,497,897
20 諸収入		1,074,217	△915	1,073,302
	4 受託事業収入	228,979	△915	228,064
21 市債		4,748,497	△12,600	4,735,897
	1 市債	4,748,497	△12,600	4,735,897
歳入合計		40,092,505	271,590	40,364,095

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		5,876,538	361,060	6,237,598
	1 総 務 管 理 費	5,299,075	361,060	5,660,135
3 民 生 費		10,544,608	△74,270	10,470,338
	2 児 童 福 祉 費	3,645,606	△30,500	3,615,106
	3 生 活 保 護 費	816,285	△43,770	772,515
8 土 木 費		3,049,424	△15,200	3,034,224
	2 道 路 橋 梁 費	1,524,983	△15,200	1,509,783
歳 出 合 計		40,092,505	271,590	40,364,095

第 2 表 繰越明許費補正

(廃 止)

款	項	事 業 名	金 額
06 農林水産業費	01 農 業 費	棚田等農地保全整備事業	千円 13,891
08 土 木 費	02 道 路 橋 梁 費	今福20号線災害防除事業	3,064

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
道 路 橋 梁 整 備 事 業	千円 852,100	千円 839,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金	1,092,190	22,671	1,114,861
10 地方交付税	12,081,012	201,508	12,282,520
14 国庫支出金	4,739,373	94,853	4,834,226
15 県支出金	3,789,213	△22,927	3,766,286
18 繰入金	1,508,897	△11,000	1,497,897
20 諸収入	1,074,217	△915	1,073,302
21 市債	4,748,497	△12,600	4,735,897
歳入合計	40,092,505	271,590	40,364,095

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,876,538	361,060	6,237,598			△11,000	372,060
3民 生 費	10,544,608	△74,270	10,470,338	71,926			△146,196
8土 木 費	3,049,424	△15,200	3,034,224		△12,600	△915	△1,685
歳 出 合 計	40,092,505	271,590	40,364,095	71,926	△12,600	△11,915	224,179

2 歳 入

6 地方消費税交付金 (1 地方消費税交付金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 地方消費税交付金	1, 092, 190	22, 671	1, 114, 861
1 地方消費税交付金	1, 092, 190	22, 671	1, 114, 861
1 地方消費税交付金	1, 092, 190	22, 671	1, 114, 861
10 地方交付税	12, 081, 012	201, 508	12, 282, 520
1 地方交付税	12, 081, 012	201, 508	12, 282, 520
1 地方交付税	12, 081, 012	201, 508	12, 282, 520
14 国庫支出金	4, 739, 373	94, 853	4, 834, 226
1 国庫負担金	3, 433, 211	94, 853	3, 528, 064
1 民生費国庫負担金	3, 063, 599	94, 853	3, 158, 452
15 県支出金	3, 789, 213	△22, 927	3, 766, 286
1 県負担金	1, 503, 363	△22, 927	1, 480, 436
1 民生費県負担金	1, 391, 833	△22, 927	1, 368, 906
18 繰 入 金	1, 508, 897	△11, 000	1, 497, 897
1 基金繰入金	1, 508, 897	△11, 000	1, 497, 897
3 市有財産有効活用推進基金繰入金	99, 175	△11, 000	88, 175
20 諸 収 入	1, 074, 217	△915	1, 073, 302
4 受託事業収入	228, 979	△915	228, 064
3 土木費受託事業収入	20, 875	△915	19, 960
21 市 債	4, 748, 497	△12, 600	4, 735, 897
1 市 債	4, 748, 497	△12, 600	4, 735, 897

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	22,671	地方消費税交付金 22,671
1 地 方 交 付 税	201,508	特別交付税 201,508
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	27,343	教育・保育施設型給付費 27,343
5 生 活 保 護 費 負 担 金	67,510	生活保護費 67,510
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△22,927	教育・保育施設型給付費 △22,927
1 市有財産有効活用推進基金繰入金	△11,000	市有財産有効活用推進基金繰入金 △11,000
2 道 路 橋 梁 費 受 託 事 業 収 入	△915	県道除雪事業費 △915

21 市 債 (1 市 債)

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道 路 橋 梁 債	△12,600	道路橋梁整備事業費 △12,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,876,538	361,060	6,237,598			△11,000	372,060
1 総務管理費	5,299,075	361,060	5,660,135			△11,000	372,060
2 人事管理費	184,044	△10,193	173,851				△10,193
4 財政管理費	315,223	382,253	697,476				382,253
6 財産管理費	636,985	△11,000	625,985			△11,000	

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
4 共済費	△1,500	1 欠員・産休・育休等代替職員費 △10,193
7 賃金	△8,693	
25 積立金	382,253	1 減債基金積立金 382,253
15 工事請負費	△11,000	1 市有財産有効活用推進事業 △11,000

3 民 生 費 （ 2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	△30,500	1 私立保育所保育事業 △30,500

3 民生費 (3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
20 扶助費	△43,770	1 扶 助 費 △43,770

8 土 木 費 （ 1 土木管理費）
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

[illegible]

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
11 需用費		△2,400	1 除雪事業 <

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 19,115,481	千円 1,358,200	千円 1,679,891	千円 18,793,790
	補 正 額		△ 12,600		△ 12,600
	補 正 後 の 額	19,115,481	1,345,600	1,679,891	18,781,190
計	補 正 前 の 額	54,901,505	4,748,497	5,356,664	54,293,338
	補 正 額		△ 12,600		△ 12,600
	補 正 後 の 額	54,901,505	4,735,897	5,356,664	54,280,738

議案第 35 号

浜田市公告式条例の一部を改正する条例について

浜田市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市公告式条例の一部を改正する条例

浜田市公告式条例（平成 17 年浜田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「旧有福小学校前」を「国府公民館有福分館前」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜田市議会の会期等に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市議会の会期等に関する条例（平成 30 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「同年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改める。

(浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(浜田市自治区設置条例の一部改正)

第 3 条 浜田市自治区設置条例（平成 17 年浜田市条例第 308 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年浜田市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の前の見出し及び附則第 8 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(浜田市農業振興基金条例の一部改正)

第 6 条 浜田市農業振興基金条例（平成 28 年浜田市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

(浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年 6 月 30 日」を「令和元年 6 月 30 日」に改める。

(浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 8 条 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 9 条 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成 30 年浜田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項ただし書中「平成 31 年 11 月 1 日」を「令和元年 11 月 1 日」に改める。

第 10 条 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(浜田市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 11 条 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改める。

(浜田市水道給水条例の一部改正)

第 12 条 浜田市水道給水条例（平成 29 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「平成 32 年 9 月 30 日」を「令和 2 年 9 月 30 日」に、「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に、「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 8 項第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同項第 3 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部改正)

第 1 条 浜田市ケーブルテレビ施設条例（平成 17 年浜田市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表広告放送料の項中「540 円」を「550 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改める。

第 18 条第 2 項の表ホームターミナルの項及びセットトップボックスの項中「540 円」を「550 円」に改め、同表ケーブルモデムの項中「1,620 円」を「1,650 円」に改める。

第 20 条第 1 項中「2,160 円」を「2,200 円」に改める。

第 25 条第 2 項の表有料チャンネルパックの項から A T-X HD！の項までの規定視聴料（月額）の欄を次のように改める。

1,100 円
2,530 円
1,320 円
1,980 円
1,650 円
1,430 円
2,530 円
1,980 円

第 26 条第 2 項の表 1 メガ回線（下り最大 1Mbps）の項から 30 メガ回線（下り最大 30Mbps）の項までの規定使用料（月額）の欄を次のように改める。

1,430 円
2,530 円
3,300 円
3,850 円

(浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例の一部改正)

第 2 条 浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例

第 28 号) の一部を次のように改正する。

別表分担金の項中「54,000 円」を「55,000 円」に改める。

(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)

第 3 条 浜田市防災行政無線施設条例 (平成 18 年浜田市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「10,800 円」を「11,000 円」に改める。

(浜田市行政財産使用料条例の一部改正)

第 4 条 浜田市行政財産使用料条例 (平成 17 年浜田市条例第 69 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「100 分の 6.48」を「100 分の 6.6」に改める。

別表中「12,960 円」を「13,200 円」に、「19,440 円」を「19,800 円」に、「58,320 円」を「59,400 円」に改める。

(浜田市手数料条例の一部改正)

第 5 条 浜田市手数料条例 (平成 17 年浜田市条例第 70 号) の一部を次のように改正する。

別表第 14 第 3 項第 5 号ウ中「158 万円」を「159 万円」に改め、同号エ中「194 万円」を「195 万円」に改め、同号オ中「226 万円」を「227 万円」に改める。

(浜田市有料駐車場条例の一部改正)

第 6 条 浜田市有料駐車場条例 (平成 27 年浜田市条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

別表栄町駐車場の項中「5,000 円」を「5,090 円」に改め、同表道分山立体駐車場の項中「12,000 円」を「12,220 円」に改める。

(浜田市立公民館条例の一部改正)

第 7 条 浜田市立公民館条例 (平成 17 年浜田市条例第 95 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 波佐公民館の表全館の項から冷暖房施設の項までを次のように改める。

全館	5,500 円	1,100 円	7,700 円	1,650 円
多目的集会室	3,300 円	550 円	4,620 円	825 円
和・洋会議室、 調理室	1室につき 550円	1室につき 110円	1室につき 770円	1室につき 165円

調理実習台	1台につき 550円	1台につき 220円	1台につき 550円	1台につき 220円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 多目的集会室 550円、その他の各室 330円			

別表第2 美又公民館の表全館の項から冷暖房施設の項までを次のように改める。

全館	5,500円	1,100円	7,700円	1,650円
集会室	3,300円	550円	4,620円	825円
その他の室	1室につき 550円	1室につき 110円	1室につき 770円	1室につき 165円
調理実習台	1台につき 550円	1台につき 220円	1台につき 550円	1台につき 220円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 集会室 550円、その他の各室 330円			

別表第2 小国公民館の表全館の項から冷暖房施設の項までを次のように改める。

全館	2,200円	330円	3,300円	660円
多目的集会室、 会議室、調理室	1室につき 550円	1室につき 110円	1室につき 880円	1室につき 220円
調理実習台	1台につき 550円	1台につき 220円	1台につき 550円	1台につき 220円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 各室 330円			

別表第2 久佐公民館の表全館の項から冷暖房施設の項までを次のように改める。

全館	5,500円	1,100円	7,700円	1,650円
多目的集会室	3,300円	550円	4,620円	825円
和・洋会議室、 調理室	1室につき 550円	1室につき 110円	1室につき 770円	1室につき 165円
調理実習台	1台につき 550円	1台につき 220円	1台につき 550円	1台につき 220円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 多目的集会室 550円、その他の各室 330円			

別表第 2 三隅公民館の表体育館の項を次のように改める。

体育館	1,100 円	1,100 円	1,100 円	550 円
-----	---------	---------	---------	-------

(浜田市立図書館条例の一部改正)

第 8 条 浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 浜田市立中央図書館の項中「600 円」を「610 円」に、「800 円」を「810 円」に、「2,000 円」を「2,030 円」に、「1,000 円」を「1,010 円」に改める。

(浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例の一部改正)

第 9 条 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例（平成 17 年浜田市条例第 269 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 宿泊料金の表大人（中学生以上）の項中「1,850 円以上 2,570 円以下」を「1,880 円以上 2,610 円以下」に改め、同表小学生の項中「1,330 円以上 2,050 円以下」を「1,350 円以上 2,080 円以下」に改める。

(浜田市東公園運動施設条例の一部改正)

第 10 条 浜田市東公園運動施設条例（平成 17 年浜田市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 浜田市陸上競技場、浜田市野球場及び浜田市庭球場の表陸上競技場の項中「870」を「880」に改め、同表野球場の項中「870」を「880」に、「2,360」を「2,400」に、「9,770」を「9,950」に改め、同表庭球場の項中「920」を「930」に改め、別表第 1 2 浜田市室内プールの表中学生以下の項中「430」を「440」に、「4,300」を「4,400」に改め、同表一般の項中「860」を「880」に、「8,600」を「8,800」に改める。

別表第 2 放送設備の項及びスコアボード（インターホンを含む。）の項中「1,230」を「1,250」に改め、同表テントの項中「560」を「570」に改め、同表陸上競技用器具の項中「2,360」を「2,400」に改める。

(浜田市健康増進センター条例の一部改正)

第 11 条 浜田市健康増進センター条例（平成 17 年浜田市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表トレーニング室の項中「560」を「570」に改める。

(サンマリン浜田条例の一部改正)

第 12 条 サンマリン浜田条例（平成 17 年浜田市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項から和室 2 の項までを次のように改める。

体育館	3,130	3,870	4,700	6,280	7,850	11,000	1,030
研修室 A	1,250	1,560	1,880	2,300	3,130	4,400	510
研修室 B	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410
研修室 C	1,250	1,560	1,880	2,300	3,130	4,400	510
小会議室	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410
和室 1	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410
和室 2	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410

(サン・ビレッジ浜田条例の一部改正)

第 13 条 サン・ビレッジ浜田条例（平成 17 年浜田市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 アイススケート場の項中「720 円」を「730 円」に、「1,130 円」を「1,150 円」に、「610 円」を「620 円」に、「1,020 円」を「1,030 円」に、「10,280 円」を「10,470 円」に、「12,340 円」を「12,560 円」に、「102,850 円」を「104,750 円」に改め、同表スポーツ広場の項中「1,020 円」を「1,030 円」に、「2,360 円」を「2,400 円」に改める。

(ラ・ペアーレ浜田条例の一部改正)

第 14 条 ラ・ペアーレ浜田条例（平成 21 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ルームの項中「1,020 円」を「1,030 円」に改める。

(浜田市金城総合運動公園条例の一部改正)

第 15 条 浜田市金城総合運動公園条例（平成 21 年浜田市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 ふれあいジム利用料金の上限額(1) 施設利用の表貸切りの場合の項中「534 円」を「543 円」に、「756 円」を「770 円」に、「540 円」を「550 円」に、「267 円」を「271 円」に、「377 円」を「383 円」に、「269 円」を「273 円」に、「133 円」を「135 円」に、「2,694 円」を「2,743 円」に、「3,780 円」を「3,850 円」に、「2,700 円」を「2,750 円」に、「4,042 円」を「4,116 円」に、「5,669 円」を「5,773 円」に、「4,049 円」を「4,123 円」に、「8,094 円」を「8,243 円」に、「11,340 円」を「11,550 円」に、「8,100 円」を「8,250 円」に、「1,182 円」を「1,203 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「586 円」を「596 円」に、「1,296 円」を「1,320 円」に、「287 円」を「292 円」に、「432 円」を「440 円」に、「216 円」を「220 円」に、「5,934 円」を「6,043 円」に、「13,500 円」を「13,750 円」に、

「5,400 円」を「5,500 円」に、「6,480 円」を「6,600 円」に、「8,907 円」を「9,071 円」に、「20,249 円」を「20,623 円」に、「17,814 円」を「18,143 円」に、「40,500 円」を「41,250 円」に、「16,200 円」を「16,500 円」に改め、同表貸切りでない場合（A 競技場、B 競技場及びトレーニング室）の項中「102 円」を「103 円」に改め、同表会議室、役員室、控室の項中「318 円」を「323 円」に改め、同表冷暖房設備の項中「2,160 円」を「2,200 円」に、「318 円」を「323 円」に改め、別表 1 ふれあいジム利用料金の上限額(2) 設備等利用の表舞台照明の項中「3,240 円」を「3,300 円」に改め、同表放送設備の項及び電光得点表示装置の項中「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表フロアーシートの項中「3,240 円」を「3,300 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に改め、別表 2 多目的広場及び多目的コート利用料金の上限額の表多目的広場の項中「534 円」を「543 円」に、「267 円」を「271 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に改め、同表多目的コートの項中「318 円」を「323 円」に、「154 円」を「156 円」に、「1,296 円」を「1,320 円」に、「648 円」を「660 円」に改め、別表 3 管理棟利用料金の上限額の表研修室の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「216 円」を「220 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に改める。

（浜田市旭公園運動施設条例の一部改正）

第 16 条 浜田市旭公園運動施設条例（平成 17 年浜田市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 運動施設（水泳プールを除く。）使用料の表市民球場の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表テニスの項中「540 円」を「550 円」に改め、同表陸上競技場の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表市民体育館の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「640 円」を「650 円」に、「540 円」を「550 円」に改める。

（浜田市フットサルやさか競技場条例の一部改正）

第 17 条 浜田市フットサルやさか競技場条例（平成 17 年浜田市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

別表競技場（1 面 1 時間当たり）の項中「610」を「620」に、「1,020」を「1,030」に改め、同表休憩所の項中「1,020」を「1,030」に、「2,050」を「2,080」に改める。

（浜田市弥栄運動広場施設条例の一部改正）

第 18 条 浜田市弥栄運動広場施設条例（平成 29 年浜田市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表運動広場施設（1 時間当たり）の項中「670 円」を「680 円」に改め、同表休憩所の項中「1,020 円」を「1,030 円」に、「2,050 円」を「2,080 円」に改める。

（浜田市三隅 B & G 海洋センター条例の一部改正）

第 19 条 浜田市三隅 B & G 海洋センター条例（平成 21 年浜田市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 体育館利用料金の上限額の表個人の項中「102 円」を「103 円」に改め、同表団体（貸切り）の項中「174 円」を「177 円」に、「534 円」を「543 円」に改め、同表スポーツクラブの項中「514 円」を「523 円」に改め、別表 2 艇庫利用料金の上限額の表小中学生の項中「108 円」を「110 円」に、「324 円」を「330 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、同表高校生大学生一般の項中「216 円」を「220 円」に、「648 円」を「660 円」に、「432 円」を「440 円」に改める。

（浜田市三隅中央会館条例の一部改正）

第 20 条 浜田市三隅中央会館条例（平成 17 年浜田市条例第 286 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設利用料金の上限額の表多目的ホールの項から研修室の項までの規定利用料金の上限額の欄を次のように改める。

1,650 円	2,090 円	2,090 円	2,750 円	3,190 円	4,070 円	550 円
1,100 円	1,320 円	1,100 円	2,200 円	2,200 円	2,640 円	440 円
1,100 円	1,320 円	1,100 円	2,200 円	2,200 円	2,640 円	440 円

別表 2 設備利用料金の上限額の表冷暖房設備の項中「2,910 円」を「2,960 円」に改める。

（浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例の一部改正）

第 21 条 浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例（平成 18 年浜田市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 施設利用料金の上限額(1) 三隅中央公園の表市民野球場の項から屋内プール・多目的運動場の項までの規定利用料金の上限額の欄を次のように改める。

1,100	550
2,200	1,100

220		110
440		220
1,100		550
2,200		1,100
1,100		550
2,200		1,100
520	420	310
5,200	4,200	3,100
11,000	8,800	6,600
26,400	21,120	15,840
22,000		
3,300		1,650
1,100		550
1,100		550
2,200		1,100
550		270
1,100		550
110		50
330		
660		
210		100
2,100		1,000

別表第2 1 施設利用料金の上限額(2) 田の浦公園の表青少年研修広場ソフトボール場の項及びオートキャンプ場の項利用料金の上限額の欄を次のように改める。

550
1,100
3,300
1,650

別表第3 市民野球場夜間照明設備の項及び屋内プール・多目的運動場の項利用料金の上限額の欄を次のように改める。

4,400
6,600

3,300
4,950
110
330
100

（浜田市岡見スポーツセンター条例の一部改正）

第 22 条 浜田市岡見スポーツセンター条例（平成 18 年浜田市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設利用料金の上限額の表アリーナの項から和室の項までの規定利用料金の上限額の欄を次のように改める。

370	180
730	370
660	330
1,320	660
660	330
1,320	660
660	330
1,320	660
1,320	660
2,640	1,320
1,320	660
2,640	1,320
1,650	820
3,300	1,650
440	220
880	440
550	270
1,100	550
550	270
1,100	550
550	270
1,100	550
1,100	550

2,200	1,100
1,100	550
2,200	1,100
1,320	660
2,640	1,320
330	160
660	330

別表 2 設備利用料金の上限額の表冷暖房設備の項中「100」を「110」に改める。

(浜田市世界こども美術館創作活動館条例の一部改正)

第 23 条 浜田市世界こども美術館創作活動館条例（平成 17 年浜田市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2,050 円」を「2,080 円」に改める。

別表第 2 午前の項から全日の項までの規定利用料金の上限額の欄を次のように改める。

1,670 円
2,200 円
2,610 円
3,450 円
4,280 円
5,750 円

(浜田市立石正美術館条例の一部改正)

第 24 条 浜田市立石正美術館条例（平成 17 年浜田市条例第 271 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 年間パスポートの項中「1,020 円」を「1,030 円」に、「1,540 円」を「1,560 円」に、「2,570 円」を「2,610 円」に改める。

別表第 2 1 施設利用料金の上限額の表会議、講演会等で利用する場合の項中「1,080 円」を「1,100 円」に改め、同表美術品等の展示で利用する場合の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に改める。

(浜田市石央文化ホール条例の一部改正)

第 25 条 浜田市石央文化ホール条例（平成 17 年浜田市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項から展示ホールの項までの規定午前の欄から全日の欄までの規定を次のように改める。

22,510 円	30,100 円	37,580 円	45,170 円	60,220 円	75,270 円
27,020 円	36,110 円	45,100 円	54,190 円	72,260 円	90,330 円
4,250 円	5,640 円	6,610 円	8,730 円	10,860 円	14,820 円
5,100 円	6,760 円	7,920 円	10,490 円	13,030 円	17,790 円
2,340 円	3,080 円	3,610 円	4,790 円	5,960 円	8,100 円
1,910 円	2,540 円	2,980 円	3,940 円	4,890 円	6,720 円
1,480 円	1,910 円	2,240 円	2,980 円	3,720 円	5,010 円
2,650 円	3,510 円	4,150 円	5,550 円	6,820 円	9,270 円
2,340 円	3,080 円	3,610 円	4,790 円	5,960 円	8,100 円
200 円	300 円	410 円	510 円	740 円	940 円
200 円	300 円	410 円	510 円	740 円	940 円
300 円	410 円	510 円	740 円	940 円	1,270 円
300 円	410 円	510 円	740 円	940 円	1,270 円
410 円	510 円	630 円	940 円	1,170 円	1,580 円
740 円	940 円	1,040 円	1,800 円	2,010 円	2,770 円
1,700 円	2,240 円	2,650 円	3,510 円	4,350 円	5,850 円

（浜田市島村抱月公園条例の一部改正）

第 26 条 浜田市島村抱月公園条例（平成 17 年浜田市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

別表広場（1 時間当たり）の項中「540 円」を「550 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第 14 条、第 18 条、第 20 条、第 25 条及び第 26 条の規定、浜田市行政財産使用料条例第 3 条及び別表の規定、浜田市有料駐車場条例別表の規定、浜田市立公民館条例別表第 2 の規定、浜田市立図書館条例別表第 2 の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第 2 の規定、

ラ・ペアーレ浜田条例別表の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市弥栄運動広場施設条例別表の規定、浜田市三隅B & G 海洋センター条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第 2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第 3 の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、浜田市立石正美術館条例別表第 2 の規定、浜田市石央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（利用料金のうち回数券、年間パスポート等に関する経過措置）

- 3 施行日前に、この条例による改正前の浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第 2 の規定により発行された利用回数券並びに個人会員及び家族会員並びに浜田市立石正美術館条例別表第 1 の規定により発行された年間パスポートによる利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（分担金に関する経過措置）

- 4 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例別表の規定は、施行日以後に加入申込みを承認した者に係る分担金について適用し、施行日前に加入申込みを承認した者に係る分担金については、なお従前の例による。

- 5 この条例による改正後の浜田市防災行政無線施設条例第 5 条の規定は、施行日以後に個別受信機の設置を決定した者に係る分担金について適用し、施行日前に個別受信機の設置を決定した者に係る分担金については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

- 6 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、施行日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(浜田市手数料条例の一部改正)

第1条 浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「490円」を「500円」に、同条第30号ア中「160,000円」を「161,000円」に改め、同号イ中「212,000円」を「213,000円」に改め、同条第31号ア中「8,030円」を「8,050円」に改め、同号イ中「4,010円」を「4,020円」に改め、同条第33号中「9,030円」を「9,050円」に改め、同条第34号中「2万7,200円」を「2万7,300円」に改め、同条第36号から第38号までの規定中「7万8,200円」を「7万8,300円」に改め、同条第39号中「6,450円」を「6,480円」に改め、同条第40号から第43号までの規定中「2万7,200円」を「2万7,300円」に改め、同条第47号、第52号及び第55号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1第1項第1号ア中「9,030円」を「9,080円」に改め、同号ウ中「4万5,500円」を「4万5,600円」に改め、同号エ中「9万1,600円」を「9万1,700円」に改め、同項第2号イ中「3万1,900円」を「3万2,000円」に改め、同項第3号ア中「9万1,600円」を「9万1,700円」に改め、同表第2項第3号中「1万600円」を「1万700円」に改め、同表第3項中「4万9,000円」を「4万9,100円」に改め、同表第5項第2号イ中「2,700円」を「2,710円」に改める。

別表第2広告板類及び広告塔の項中「310円」を「320円」に、「780円」を「790円」に改め、同表電柱、街灯柱等の広告の項中「310円」を「320円」に改め、同表照明広告の項中「19,140円」を「19,150円」に改める。

別表第4床面積の合計が100㎡を超え500㎡以内のものの項中「8,610円」を「8,620円」に改める。

別表第5床面積の合計が30㎡以内のものの項中「5,020円」を「5,030円」に改め、同表床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のものの項中「9,030円」を「9,050円」に改め、同表床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のものの項中「48,100円」を「48,200円」に改め、同表床面積の合計が50,000㎡を超えるものの項中「461,000円」を「462,000円」

に改める。

別表第 6 床面積の合計が 1,000 m²を超え 2,000 m²以内のものの項中「50,200 円」を「50,300 円」に改める。

別表第 9 第 1 項中「33,500 円」を「33,600 円」に改め、同表第 2 項第 1 号中「67,700 円」を「67,900 円」に改め、同項第 2 号中「93,900 円」を「94,100 円」に改め、同表第 3 項第 1 号ア中「67,700 円」を「67,900 円」に改め、同号イ中「93,900 円」を「94,100 円」に改め、同項第 3 号ア中「236,000 円」を「237,000 円」に改め、同号イ中「371,000 円」を「372,000 円」に改め、同表第 4 項第 1 号中「236,000 円」を「237,000 円」に改め、同項第 2 号中「371,000 円」を「372,000 円」に改める。

別表第 10 第 1 項中「16,700 円」を「16,800 円」に改め、同表第 3 項第 2 号ア中「67,700 円」を「67,900 円」に改め、同号イ中「93,900 円」を「94,100 円」に改め、同項第 4 号ア中「236,000 円」を「237,000 円」に改め、同号イ中「371,000 円」を「372,000 円」に改め、同表第 4 項第 1 号中「236,000 円」を「237,000 円」に改め、同項第 2 号中「371,000 円」を「372,000 円」に改める。

別表第 11 第 1 項第 1 号ア中「223,000 円」を「224,000 円」に改め、同号イ中「356,000 円」を「357,000 円」に改め、同項第 2 号イ中「141,000 円」を「142,000 円」に改め、同項第 3 号イ中「113,000 円」を「114,000 円」に改める。

別表第 12 第 1 項第 1 号ア中「223,000 円」を「224,000 円」に改め、同号イ中「356,000 円」を「357,000 円」に改め、同項第 2 号イ中「141,000 円」を「142,000 円」に改め、同項第 3 号イ中「113,000 円」を「114,000 円」に改める。

別表第 13 第 1 項第 1 号ア中「223,000 円」を「224,000 円」に改め、同号イ中「356,000 円」を「357,000 円」に改め、同項第 2 号イ中「141,000 円」を「142,000 円」に改め、同項第 3 号イ中「113,000 円」を「114,000 円」に改める。

(浜田市かなぎウエスタンライディングパーク条例の一部改正)

第 2 条 浜田市かなぎウエスタンライディングパーク条例（平成 24 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 乗馬施設の利用料金の上限額の表乗馬の項中「16,200 円」を「16,500 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改め、同表馬車の項中「540 円」を「550 円」に改め、別表 2 体験農園施設の利用料金の上限額の表

入園の項中「1,620 円」を「1,650 円」に改め、別表 3 研修施設の利用料金の上限額の表貸室の項中「1,620 円」を「1,650 円」に、「540 円」を「550 円」に改め、同表宿泊の項中「5,400 円」を「5,500 円」に改める。
(浜田市都川交流促進施設条例の一部改正)

第 3 条 浜田市都川交流促進施設条例（平成 17 年浜田市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

別表基本料金の項中「2,050 円」を「2,080 円」に改め、同表大人（中学生以上）の項中「2,570 円」を「2,610 円」に改め、同表小学生の項中「2,050 円」を「2,080 円」に改める。

(浜田市山村開発センター条例の一部改正)

第 4 条 浜田市山村開発センター条例（平成 17 年浜田市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 みどりかいかん使用料の表全館の項から冷暖房施設の項までを次のように改める。

全館	5,500 円	1,100 円	7,700 円	2,200 円
大集会室	3,300 円	550 円	4,400 円	1,100 円
その他の室	1 室につき 1,100 円	1 室につき 220 円	1 室につき 1,650 円	1 室につき 440 円
調理実習台	1 台につき 550 円	1 台につき 220 円	1 台につき 550 円	1 台につき 440 円
冷暖房施設	使用 1 時間あたり大集会室 550 円、その他の各室 330 円			

別表 2 旭センター使用料の表大ホールの項から葬儀の項までの規定使用料の欄を次のように改める。

1 時間につき	1,927 円
〃	1,497 円
1 か月につき	34,707 円
1 時間につき	743 円
〃	638 円
〃	323 円
〃	323 円
〃	1,497 円
〃	1,277 円
〃	1,277 円

1 回につき

32,895 円

(浜田市多目的研修集会施設条例の一部改正)

第 5 条 浜田市多目的研修集会施設条例（平成 17 年浜田市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 金城多目的研修集会施設使用料の表全館の項中「5,400 円」を「5,500 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「7,560 円」を「7,700 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表多目的研修ホールの項中「3,240 円」を「3,300 円」に、「540 円」を「550 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改め、同表その他の室の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「216 円」を「220 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に、「432 円」を「440 円」に改め、同表農産加工実習室の項及び餅つき機械設備の項中「540 円」を「550 円」に改め、同表みそづくり設備の項中「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表その他加工設備の項及び営農指導室の項中「540 円」を「550 円」に改め、同表冷暖房施設の項中「540 円」を「550 円」に、「324 円」を「330 円」に改め、別表 2 弥栄多目的研修集会施設使用料の表大研修室の項中「920 円」を「930 円」に改め、同表小研修室の項中「610 円」を「620 円」に改め、同表和室研修室の項中「820 円」を「830 円」に改め、同表トレーニングホールの項中「2,050 円」を「2,080 円」に、「3,080 円」を「3,130 円」に、「820 円」を「830 円」に改め、同表農産加工実習室の項中「1,020 円」を「1,030 円」に、「1,230 円」を「1,250 円」に改め、同表全館の項中「5,140 円」を「5,230 円」に、「6,170 円」を「6,280 円」に、「820 円」を「830 円」に、「1,850 円」を「1,880 円」に改め、同表中「30,850 円」を「31,420 円」に、「10,280 円」を「10,470 円」に改める。

(浜田市石州和紙会館条例の一部改正)

第 6 条 浜田市石州和紙会館条例（平成 29 年浜田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表手すき和紙体験の項中「540 円」を「550 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に、「1,290 円」を「1,320 円」に改める。

(浜田市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正)

第 7 条 浜田市リフレッシュビレッジ施設条例（平成 17 年浜田市条例第 287 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 宿泊料金の表（和室）の項からふるさと交流室の項までの規定宿泊料金の範囲の欄を次のように改める。

1 人 1 泊につき	2, 200 円以上 16, 500 円以下
1 人 1 泊につき	2, 200 円以上 16, 500 円以下
1 人 1 泊につき	1, 650 円以上 16, 500 円以下
1 人 1 泊につき	1, 100 円以上 11, 000 円以下

別表 2 休憩料金及び利用料金の表宿泊棟和室の項からふるさと交流室の項までの規定休憩料金及び利用料金の範囲の欄を次のように改める。

3, 300 円以上 11, 000 円以下	550 円以上 2, 200 円以下
4, 400 円以上 11, 000 円以下	550 円以上 2, 200 円以下
2, 750 円以上 11, 000 円以下	550 円以上 2, 200 円以下
5, 500 円以上 44, 000 円以下	1, 100 円以上 4, 400 円以下
440 円以上 1, 100 円以下	110 円以上 440 円以下
220 円以上 660 円以下	

別表 3 入浴料金の表大人（中学生以上）の項中「411 円以上 822 円以下」を「418 円以上 837 円以下」に改め、同表小学生の項中「205 円以上 411 円以下」を「208 円以上 418 円以下」に改める。

（浜田市交流研修センター条例の一部改正）

第 8 条 浜田市交流研修センター条例（平成 17 年浜田市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

別表交流研修センターの項中「2, 057 円以上 4, 114 円以下」を「2, 095 円以上 4, 190 円以下」に、「1, 028 円以上 3, 085 円以下」を「1, 047 円以上 3, 142 円以下」に改め、同表炊事場キャンプ場の項中「102 円以上 307 円以下」を「103 円以上 312 円以下」に改め、同表バンガローの項中「10, 284 円以上 30, 856 円以下」を「10, 474 円以上 31, 427 円以下」に改め、同表林間劇場の項中「5, 141 円以上 15, 427 円以下」を「5, 236 円以上 15, 712 円以下」に改める。

（浜田市健康管理増進施設条例の一部改正）

第 9 条 浜田市健康管理増進施設条例（平成 17 年浜田市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

別表（全館）の項から（会議室 2）の項までを次のように改める。

（全館）	4, 400 円	880 円	6, 600 円	1, 320 円
（運動ホール）	3, 300 円	550 円	4, 400 円	1, 100 円
（調理実習室兼研修室）	1, 100 円	220 円	1, 650 円	440 円
（会議室 1）	550 円	110 円	770 円	220 円

(会議室 2)	550 円	110 円	770 円	220 円
---------	-------	-------	-------	-------

(浜田市ふるさと生活創作館条例の一部改正)

第 10 条 浜田市ふるさと生活創作館条例（平成 17 年浜田市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

別表高齢者創作室（木工）の項から高齢者学習室の項までを次のように改める。

高齢者創作室（木工）	550 円	110 円	770 円	220 円
高齢者創作室（竹細工）	550 円	110 円	770 円	220 円
和紙創作室	550 円	110 円	770 円	220 円
金城の味伝承室	1,100 円	220 円	1,650 円	440 円
高齢者学習室	550 円	110 円	770 円	220 円

(浜田市ふるさと体験村施設条例の一部改正)

第 11 条 浜田市ふるさと体験村施設条例（平成 17 年浜田市条例第 289 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 宿泊料金の表研修道場の項中「3,085 円以上 6,171 円以下」を「3,142 円以上 6,285 円以下」に、「1,542 円以上 2,571 円以下」を「1,570 円以上 2,618 円以下」に、「15,428 円以上 30,857 円以下」を「15,713 円以上 31,428 円以下」に改め、同表ログハウスの項中「1,285 円以上 3,085 円以下」を「1,308 円以上 3,142 円以下」に、「8,228 円以上 16,457 円以下」を「8,380 円以上 16,761 円以下」に、「10,285 円以上 20,571 円以下」を「10,475 円以上 20,951 円以下」に改め、同表暖房費の加算の項中「102 円以上 205 円以下」を「103 円以上 208 円以下」に改め、別表第 2 2 会議、研修、休憩等の利用料金の表研修道場の項中「1,285 円以上 2,571 円以下」を「1,308 円以上 2,618 円以下」に、「257 円以上 1,285 円以下」を「261 円以上 1,308 円以下」に改め、同表ログハウスの項中「771 円以上 1,542 円以下」を「785 円以上 1,570 円以下」に、「1,028 円以上 2,057 円以下」を「1,047 円以上 2,095 円以下」に改め、同表ふるさと交流館の項中「1,028 円以上 2,057 円以下」を「1,047 円以上 2,095 円以下」に改め、同表冷暖房設備利用の場合の加算額の項中「102 円以上 205 円以下」を「103 円以上 208 円以下」に、「308 円以上 617 円以下」を「313 円以上 628 円以下」に改め、別表第 2 3 入浴料金の表大人（中学生以上）の項中「411 円以上 822 円以下」を「418 円以上 837 円以下」に改め、同表小学生以下の項中「205 円以上 411 円以下」を「208 円以上 418 円以下」に改め、別表

第 2 4 設備等の利用料金の表ターゲットバードゴルフ用具一式の項からゲートボール場の項までの規定利用料金の範囲の欄を次のように改める。

1,047 円以上 2,095 円以下
208 円以上 418 円以下
208 円以上 418 円以下
523 円以上 1,047 円以下
208 円以上 418 円以下

(浜田市天狗石農村公園条例の一部改正)

第 12 条 浜田市天狗石農村公園条例（平成 17 年浜田市条例第 291 号）の一部を次のように改正する。

別表実習・展示室の項から介護予防拠点入浴施設の項までの規定中「1,540 円」を「1,560 円」に改め、同表全館使用の項中「51,420 円」を「52,370 円」に改める。

(浜田市八戸川農村公園条例の一部改正)

第 13 条 浜田市八戸川農村公園条例（平成 17 年浜田市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

別表ゲートボール場グランドゴルフ場の項中「1,020 円」を「1,030 円」に改める。

(浜田市運動広場施設条例の一部改正)

第 14 条 浜田市運動広場施設条例（平成 17 年浜田市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

別表波佐山村広場の項中「540 円」を「550 円」に、「54 円」を「55 円」に改め、同表市木ふれあい広場の項中「1,200 円」を「1,220 円」に、「1,800 円」を「1,830 円」に、「3,000 円」を「3,050 円」に、「1,000 円」を「1,010 円」に、「6,000 円」を「6,110 円」に改める。

(浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例の一部改正)

第 15 条 浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例(平成 17 年浜田市条例第 185 号)の一部を次のように改正する。

別表浜田市農産物集出荷貯蔵施設（予冷库・機械設備使用含む。）の項中「102 円」を「103 円」に改める。

(浜田市地域資源循環活用施設条例の一部改正)

第 16 条 浜田市地域資源循環活用施設条例(平成 17 年浜田市条例第 186 号)の一部を次のように改正する。

別表マニアスプレッタの項中「1,028 円以上 3,085 円以下」を「1,047 円以上 3,142 円以下」に改める。

（浜田市地域材利用促進交流館条例の一部改正）

第 17 条 浜田市地域材利用促進交流館条例（平成 17 年浜田市条例第 295 号）の一部を次のように改正する。

別表全館の項から和室の項までの規定 1 時間当たりの利用料金の範囲の欄を次のように改める。

261 円以上 1,570 円以下
130 円以上 785 円以下
62 円以上 392 円以下
62 円以上 261 円以下
62 円以上 366 円以下
62 円以上 366 円以下

（浜田市公設水産物仲買売場条例の一部改正）

第 18 条 浜田市公設水産物仲買売場条例（平成 17 年浜田市条例第 296 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号中「33,000 円」を「33,600 円」に改め、同条第 2 号中「55,000 円」を「56,000 円」に改める。

（浜田市漁業集落集会施設条例の一部改正）

第 19 条 浜田市漁業集落集会施設条例（平成 18 年浜田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「10,280」を「10,470」に改め、同表小会議室の項及び和室の項中「1,020」を「1,030」に改め、同表炊事室の項中「3,080」を「3,130」に改める。

（浜田市漁港管理条例の一部改正）

第 20 条 浜田市漁港管理条例（平成 17 年浜田市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 1 中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 3 1 土砂採取料の表土の項中「129.6 円」を「132 円」に改め、同表砂の項中「151.2 円」を「154 円」に改め、同表砂利の項及び玉石の項中「172.8 円」を「176 円」に改め、同表転石の項中「64.8 円」を「66 円」に、「86.4 円」を「88 円」に、「21.6 円」を「22 円」に改め、別表第 3 2 占用料の表備考 1 中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(浜田市波佐地場産業技術研修センター条例の一部改正)

第 21 条 浜田市波佐地場産業技術研修センター条例（平成 17 年浜田市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 入館料の上限額の項中「308 円」を「313 円」に改め、同表 2 利用料金の上限額(1) 体験事業の表中「1,028 円」を「1,047 円」に改め、別表 2 利用料金の上限額(2) 施設等の利用の表(備考を含む。)中「2,057 円」を「2,095 円」に、「308 円」を「313 円」に改める。

(浜田市縁の里地域振興施設条例の一部改正)

第 22 条 浜田市縁の里地域振興施設条例（平成 22 年浜田市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表多目的交流室の項中「20,571 円」を「20,951 円」に改め、同表屋外交流広場の項中「514 円」を「523 円」に改め、同表冷暖房設備（多目的交流室）の項中「540 円」を「550 円」に改める。

(浜田市木田暮らしの学校条例の一部改正)

第 23 条 浜田市木田暮らしの学校条例（平成 27 年浜田市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表交流室の項及び喫茶室の項中「3,000 円」を「3,050 円」に改め、同表共同調理室の項中「1,000 円」を「1,010 円」に、「6,000 円」を「6,110 円」に改め、同表研修室 1 の項から作法室の項までの規定中「3,000 円」を「3,050 円」に改め、同表体育館の項中「1,000 円」を「1,010 円」に、「6,000 円」を「6,110 円」に改め、同表運動場の項中「3,000 円」を「3,050 円」に改める。

(浜田市雇用促進住宅条例の一部改正)

第 24 条 浜田市雇用促進住宅条例（平成 22 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小福井団地駐車場の項から金城団地駐車場の項までの規定駐車料金（月額）の欄を次のように改める。

2,750 円
2,200 円
1,980 円
2,750 円
2,200 円

(浜田市国民宿舍千畳苑条例の一部改正)

第 25 条 浜田市国民宿舍千畳苑条例（平成 17 年浜田市条例第 211 号）の一

部を次のように改正する。

別表 1 宿泊料金の上限額の表基本料金の項中「5,310 円」を「5,400 円」に、「4,750 円」を「4,830 円」に、「790 円」を「800 円」に改め、同表シーズン割増料金の項中「1,020 円」を「1,030 円」に改め、同表客室人数別割増料金の項中「1,020 円」を「1,030 円」に、「2,050 円」を「2,080 円」に改め、同表備考 1 中「6,170 円」を「6,280 円」に改め、別表 2 貸室料金の上限額の表和室（6 畳）の項から会議室を分割して利用する場合（各 1 室）の項までの規定 2 時間までの欄から 8 時間までの欄までの規定を次のように改める。

3,030 円	3,350 円	5,750 円
3,550 円	3,870 円	6,600 円
3,970 円	4,400 円	7,530 円
5,960 円	6,600 円	11,300 円
9,950 円	11,000 円	18,750 円
5,960 円	6,600 円	11,300 円
14,970 円	16,550 円	28,170 円
7,010 円	7,750 円	13,200 円
19,800 円	22,000 円	37,400 円
14,970 円	16,550 円	28,170 円

別表 3 その他の料金の上限額の表駐車料金の項中「4,110 円」を「4,180 円」に、「2,570 円」を「2,610 円」に、「1,020 円」を「1,030 円」に改める。

（浜田市美又温泉国民保養センター条例の一部改正）

第 26 条 浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成 17 年浜田市条例第 299 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 宿泊料金の表宿泊料金の項中「2,160 円以上 10,800 円以下」を「2,200 円以上 11,000 円以下」に改め、別表 2 休憩料金及び利用料金の表 4.5 畳 1 室の項から大広間の項までの規定休憩料金及び利用料金の範囲の欄を次のように改める。

1,100 円以上 4,400 円以下	110 円以上 550 円以下
2,200 円以上 5,500 円以下	330 円以上 1,100 円以下
4,400 円以上 11,000 円以下	550 円以上 1,650 円以下
5,500 円以上 16,500 円以下	880 円以上 2,200 円以下

7,700 円以上 22,000 円以下	1,100 円以上 3,300 円以下
3,300 円以上 11,000 円以下	330 円以上 1,100 円以下
中学生以上 1 人 1 回 313 円以上 1,047 円以下	
小学生 1 人 1 回 103 円以上 837 円以下	

別表 3 入浴料金の表大浴場の項中「411 円以上 822 円以下」を「418 円以上 837 円以下」に、「205 円以上 411 円以下」を「208 円以上 418 円以下」に改め、同表家族風呂身障者風呂の項中「514 円以上 4,114 円以下」を「523 円以上 4,190 円以下」に改める。

(浜田市美又温泉会館条例の一部改正)

第 27 条 浜田市美又温泉会館条例（平成 17 年浜田市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 全館の項中「7,020 円」を「7,150 円」に、「1,728 円」を「1,760 円」に改め、同表大室の項中「5,400 円」を「5,500 円」に、「1,404 円」を「1,430 円」に、「360 円」を「366 円」に改め、同表小室の項中「864 円」を「880 円」に、「216 円」を「220 円」に改める。

(浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部改正)

第 28 条 浜田市旭温泉あさひ荘条例（平成 25 年浜田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 休憩室（占用して利用する場合に限る。）の利用料金の表休憩室（8 畳）の項中「1,540 円」を「1,560 円」に改め、同表休憩室（17.5 畳）の項中「3,080 円」を「3,130 円」に、「1,020 円」を「1,030 円」に改める。

(浜田市温泉事業条例の一部改正)

第 29 条 浜田市温泉事業条例（平成 17 年浜田市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美又温泉の項中「12,960 円」を「13,200 円」に改め、同表湯屋温泉の項中「4,860 円」を「4,950 円」に、「1,296 円」を「1,320 円」に、「270 円」を「275 円」に改め、同表波佐小国温泉の項中「4,860 円」を「4,950 円」に改め、同表旭温泉の項中「12,960 円」を「13,200 円」に改める。

別表第 2 メーター使用料（1 月につき）の項中「324 円」を「330 円」に改め、同表温泉維持費（1 年につき）の項中「54,000 円」を「55,000 円」に改め、同表負担金の項中「540,000 円」を「550,000 円」に改める。

(浜田市都市公園条例の一部改正)

第 30 条 浜田市都市公園条例（平成 17 年浜田市条例第 222 号）の一部を次

のように改正する。

別表第4備考1中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(浜田市海のみえる文化公園条例の一部改正)

第31条 浜田市海のみえる文化公園条例（平成17年浜田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4条第1項の許可に係る使用の項中「1,960」を「1,990」に、「2,620」を「2,660」に、「5,250」を「5,340」に、「4,590」を「4,670」に、「7,880」を「8,020」に、「650」を「660」に改める。

別表第2加算設備の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(浜田駅関連施設条例の一部改正)

第32条 浜田駅関連施設条例（平成21年浜田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表物販施設の項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(浜田市道路占用料徴収条例の一部改正)

第33条 浜田市道路占用料徴収条例（平成17年浜田市条例第243号）の一部を次のように改正する。

別表備考6中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(浜田市営住宅条例の一部改正)

第34条 浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「3,000円」を「3,055円」に改める。

(浜田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第35条 浜田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年浜田市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「3,000円」を「3,055円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、施行日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市石州和紙会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第 2（回数券に係る部分を除く。）の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市公設水産物仲買売場条例第 12 条の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表の規定、浜田市漁港管理条例別表第 2 及び別表第 3 の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市木田暮らしの学校条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第 3 の規定、浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第 2 の規定、浜田市旭温泉あさひ荘条例別表の規定、浜田市都市公園条例別表第 4 の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定、浜田市道路占用料徴収条例別表の規定、浜田市営住宅条例第 63 条の規定並びに浜田市特定公共賃貸住宅条例第 38 条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（利用料金のうち回数券等に関する経過措置）

- 4 施行日前に、この条例による改正前の浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表の規定により発行された回数券等及び浜田市ふるさと体験村施設条例別表第 2 の規定により発行された回数券については、なお従前の例による。

（温泉供給料金等に関する経過措置）

- 5 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例別表第 1 及び別表第 2（負担金に係る部分を除く。）の規定は、令和元年 10 月以後の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費から適用し、同月前の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費については、なお従前の例による。

- 6 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例別表第2（負担金に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に設置した受給装置に係る負担金から適用し、施行日前に設置した受給装置に係る負担金については、なお従前の例による。

議案第 39 号

浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「7 人以内」を「6 人以内」に改め、同項第 2 号中「受益者」の次に「及び関係団体代表者」を加え、「3 人以内」を「6 人以内」に改め、同条第 3 項中「受益者」の次に「及び関係団体代表者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

浜田市浜田城資料館条例の制定について

浜田市浜田城資料館条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市浜田城資料館条例

（目的及び設置）

第 1 条 浜田城をはじめ、北前船等の郷土の歴史及び文化に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存、展示等を行い、市民の文化的向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市浜田城資料館（以下「浜田城資料館」という。）を浜田市殿町 83 番地 246 に設置する。

（事業）

第 2 条 浜田城資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査、研究及び教育普及活動に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（管理）

第 3 条 浜田城資料館の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（開館時間）

第 4 条 浜田城資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 5 条 浜田城資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及び休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後の直近の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（入館の制限）

第 6 条 教育委員会は、浜田城資料館の入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 浜田城資料館の施設、設備、資料又は器具（以下「施設等」という。）

を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) その他浜田城資料館の管理上支障があると認められるとき。

(学習室の使用許可)

第7条 浜田城資料館の学習室（以下「学習室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、学習室の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して使用するおそれがあるとき。

(2) 学習室を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) 政治目的又は宗教的活動のため使用するとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。

(5) その他管理上支障があると認める使用をするとき。

(学習室の使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、学習室の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じてても、教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(学習室の目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に学習室を使用し、

又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（学習室の使用料）

第 10 条 使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、教育委員会に前項の使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 11 条 教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 12 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第 13 条 使用者は、学習室の使用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した学習室を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

（損害賠償等の義務）

第 14 条 使用者又は入館者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（浜田市資料館運営協議会条例の一部改正）

2 浜田市資料館運営協議会条例（平成 17 年浜田市条例第 324 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「浜田市三隅歴史民俗資料館」の次に「、浜田市浜田城資料館」を加える。

別表（第 10 条関係）

名 称	使用料	
学習室	1 時間につき	200 円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。

議案第 41 号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「ことが」を「こととすることが」に改め、同条に次の 2
項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しな
いこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定
する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）
であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連
携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項
の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項
に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする
施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする
乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を
受けているもの

第 17 条第 2 項第 3 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則
第 3 項において同じ」を削る。

第 38 条第 2 号中「(平成 24 年法律第 65 号)」を削る。

第 46 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2
号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第
4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、
第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
附則第 3 項中「(家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限
る。)」を削る。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育
事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(浜田市金城老人福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 浜田市金城老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 室料の表集会室の項中「540 円」を「550 円」に、「648 円」を「660 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、同表娯楽室の項中「108 円」を「110 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、別表 2 設備等使用料の表冷房の項中「216 円」を「220 円」に改め、同表暖房の項中「432 円」を「440 円」に改める。

(浜田市弥栄老人福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

別表教養娯楽室 1（8 畳）の項及び教養娯楽室 2（8 畳）の項中「610 円」を「620 円」に改め、同表集会室の項中「1,020 円」を「1,030 円」に改め、同表全館の項中「3,080 円」を「3,130 円」に改める。

(浜田市三隅老人福祉センター条例の一部改正)

第 3 条 浜田市三隅老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 277 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設利用料金の上限額の表研修室 2（10 畳）の項及び研修室 3（10 畳）の項中「820 円」を「830 円」に改め、同表集会室の項中「610 円」を「620 円」に、「720 円」を「730 円」に、「1,230 円」を「1,250 円」に改め、別表 2 設備等利用料金の上限額の表冷房の項及び暖房の項中「610 円」を「620 円」に改める。

(浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第 4 条 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 278 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 多目的ホールの項からその他の部屋（1 室につき）の項までを次のように改める。

多目的ホール	2,200 円	550 円	4,400 円	1,100 円
--------	---------	-------	---------	---------

研修室兼会議室	2,200 円	550 円	4,400 円	1,100 円
その他の部屋（1 室につき）	1,100 円	220 円	1,650 円	440 円

（浜田市老人憩いの家条例の一部改正）

第 5 条 浜田市老人憩いの家条例（平成 17 年浜田市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

別表休養室（各室）の項から全館の項までを次のように改める。

休養室（各室）	620 円	620 円	620 円	200 円
集会室	930 円	930 円	930 円	200 円
炊事場	1,030 円	1,030 円	1,030 円	300 円
全館	4,180 円	4,180 円	4,180 円	410 円

別表中「30,850 円」を「31,420 円」に、「10,280 円」を「10,470 円」に改める。

（浜田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正）

第 6 条 浜田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「3,080 円」を「3,130 円」に改め、同項第 2 号中「5,140 円」を「5,230 円」に改め、同項第 3 号中「10,280 円」を「10,470 円」に改め、同項第 4 号中「5,140 円」を「5,230 円」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

（浜田市休日応急診療所条例の一部改正）

第 7 条 浜田市休日応急診療所条例（平成 17 年浜田市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 2 号中「5,140 円」を「5,230 円」に改める。

（浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正）

第 8 条 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

別表犬、猫等の死体の項中「540 円」を「550 円」に改め、同表胎盤の項中「2,160 円」を「2,200 円」に改め、同表その他の一般廃棄物の項中「432 円」を「440 円」に、「324 円」を「330 円」に、「216 円」を「220 円」に、「108 円」を「110 円」に、「161 円」を「163 円」に、「250 円」を「254 円」に、「864 円」を「880 円」に改める。

（浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部改正）

第 9 条 浜田市不燃ごみ処理施設条例（平成 17 年浜田市条例第 161 号）の

一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「150 円」を「152 円」に改める。

（浜田市し尿処理施設条例の一部改正）

第 10 条 浜田市し尿処理施設条例（平成 17 年浜田市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「10.8 円」を「11 円」に改める。

（浜田市公共下水道使用料条例の一部改正）

第 11 条 浜田市公共下水道使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 公共下水道の使用料（1 月につき）の表一般汚水の項中「1,620 円」を「1,650 円」に、「135 円」を「137.5 円」に、「210.6 円」を「214.5 円」に改め、同表公衆浴場等汚水の項中「97.2 円」を「99 円」に改め、別表 2 計測器具の使用料（1 月 1 個につき）の表 13mm の項中「118.8 円」を「121 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、同表 20mm の項中「162 円」を「165 円」に、「432 円」を「440 円」に改め、同表 25mm の項中「183.6 円」を「187 円」に、「1,652.4 円」を「1,683 円」に改める。

（浜田市集落排水処理施設使用料条例の一部改正）

第 12 条 浜田市集落排水処理施設使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 集落排水処理施設の使用料（1 月につき）の表一般汚水の項中「1,620 円」を「1,650 円」に、「135 円」を「137.5 円」に、「210.6 円」を「214.5 円」に改め、同表公衆浴場等汚水の項中「97.2 円」を「99 円」に改め、別表 2 計測器具の使用料（1 月 1 個につき）の表 13mm の項中「118.8 円」を「121 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、同表 20mm の項中「162 円」を「165 円」に、「432 円」を「440 円」に改め、同表 25mm の項中「183.6 円」を「187 円」に、「1,652.4 円」を「1,683 円」に改める。

（浜田市個別浄化槽条例の一部改正）

第 13 条 浜田市個別浄化槽条例（平成 17 年浜田市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 個別浄化槽の使用料（1 月につき）の表一般汚水の項中「1,620 円」を「1,650 円」に、「135 円」を「137.5 円」に、「210.6 円」を「214.5 円」に改め、同表公衆浴場等汚水の項中「97.2 円」を「99 円」に改め、別表 2 計測器具の使用料（1 月 1 個につき）の表 13mm の項中「118.8 円」を「121 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、同表 20mm の項中「162 円」

を「165 円」に、「432 円」を「440 円」に改め、同表 25mm の項中「183.6 円」を「187 円」に、「1,652.4 円」を「1,683 円」に改める。

（浜田市工業用水道料金徴収条例の一部改正）

第 14 条 浜田市工業用水道料金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1.08」を「1.10」に改める。

（浜田市水道給水条例の一部改正）

第 15 条 浜田市水道給水条例（平成 29 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

第 27 条第 1 項第 1 号の表 13 ミリメートルの項から 150 ミリメートルの項までの規定金額の欄を次のように改める。

924 円
990 円
1,430 円
1,430 円
3,410 円
6,820 円
10,120 円
34,320 円
39,270 円

第 27 条第 1 項第 2 号の表 10 立方メートルまでの分の項から 1,000 立方メートルを超える分の項までの規定金額の欄を次のように改める。

93.5 円
165 円
203.5 円
242 円
225.5 円
209 円

第 27 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「529.2 円」を「539 円」に改め、同項第 3 号中「280.8 円」を「286 円」に改める。

第 32 条第 1 項の表 13 ミリメートルの項から 150 ミリメートルの項までの規定金額の欄を次のように改める。

74,250 円
126,225 円
222,750 円
668,250 円
1,262,250 円
3,415,500 円
7,128,000 円
19,602,000 円

附則第 7 項の表中

「

改正後水道給水条例第 27 条の規定により算定した料金の額（以下「新料金算定額」という。）が、旧簡易水道給水区域にあつては廃止前簡易水道給水条例第 26 条の規定により算定した料金及びメーター使用料の合計額、旧水道給水区域にあつては改正前水道給水条例第 29 条の規定により算定した料金及びメーター使用料の合計額（以下これらを「旧料金等算定額」という。）を上回る場合

「

改正後水道給水条例第 27 条の規定により算定した料金の額（以下「新料金算定額」という。）が、旧簡易水道給水区域にあつては廃止前簡易水道給水条例第 26 条前段の規定により算定した料金を 1.08 で除して得た額及びメーター使用料を 1.08 で除して得た額の合計額に 1.10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、旧水道給水区域にあつては改正前水道給水条例第 29 条の規定（同条中「合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項及び第 3 項において同じ。）」とあるのは、「合計額」とする。）により算定した料金を 1.08 で除して得た額

を

に

	及びメーター使用料を 1.08 で除して得た額の合計額に 1.10 を乗じて得た額（その 額に 1 円未満の端数が生じ たときは、これを切り捨て た額）（以下これらを「旧料 金等算定額」という。）を上 回る場合
--	--

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
（使用料及び利用料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の浜田市金城老人福祉センター条例別表の規定、浜田市弥栄老人福祉センター条例別表の規定、浜田市三隅老人福祉センター条例別表の規定、浜田市金城高齢者生活福祉センター条例別表第 1 の規定及び浜田市老人憩いの家条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
（手数料に関する経過措置）
- 3 この条例による改正後の浜田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例第 2 条の規定及び浜田市休日応急診療所条例第 5 条の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、施行日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（次項において「改正後の廃棄物処理条例」という。）別表の規定は、施行日以後に納付する手数料について適用し、施行日前に納付した手数料については、なお従前の例による。
- 5 前項に規定するもののほか、施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間における改正後の廃棄物処理条例別表の規定の適用（同日までに納付する手数料に係るものに限る。）については、同表中「163 円」とあるのは、「161 円」とする。

- 6 この条例による改正後の浜田市不燃ごみ処理施設条例第 8 条及び浜田市し尿処理施設条例第 8 条の規定は、施行日以後の不燃ごみの搬入及びし尿等の搬入に係る手数料について適用し、施行日前の不燃ごみの搬入及びし尿等の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

（公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽に係る使用料並びに水道料金に関する経過措置）

- 7 施行日前から継続している公共下水道、集落排水処理施設若しくは個別浄化槽の使用又は継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用料又は水道料金（以下この項においてこれらを「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後である公共下水道、集落排水処理施設、個別浄化槽又は水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数（暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。以下この項において同じ。）で除し、これに前回確定日から同年 10 月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の浜田市公共下水道使用料条例別表の規定、浜田市集落排水処理施設使用料条例別表の規定、浜田市個別浄化槽条例別表並びに浜田市水道給水条例第 27 条及び附則第 7 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（工業用水道料金に関する経過措置）

- 8 この条例による改正後の浜田市工業用水道料金徴収条例第 2 条の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

（加入金に関する経過措置）

- 9 この条例による改正後の浜田市水道給水条例第 32 条の規定は、施行日以後に申込みをした給水装置の新設並びに改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）及び増径工事に係る加入金について適用し、施行日前に申込みをした給水装置の新設並びに改造工事及び増径工事に係る加入金については、なお従前の例による。

議案第 44 号

浜田市地域資源循環活用施設条例の一部を改正する条例について

浜田市地域資源循環活用施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域資源循環活用施設条例の一部を改正する条例

浜田市地域資源循環活用施設条例（平成 17 年浜田市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「弥栄町大坪 615 番の 1」を「弥栄町大坪 612 番地 4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

山陰浜田港公設市場条例の制定について

山陰浜田港公設市場条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

山陰浜田港公設市場条例

（目的及び設置）

第 1 条 生鮮水産物等の流通の円滑化を図るとともに、その消費拡大及び情報発信を推進し、もって本市の水産業の発展及び地域の活性化に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、山陰浜田港公設市場（以下「公設市場」という。）を浜田市原井町 3050 番地 46 に設置する。

（施設）

第 2 条 公設市場の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 仲買売場施設
- (2) 水産物等販売施設
- (3) 飲食物提供施設
- (4) 多目的利用施設

（事業）

第 3 条 公設市場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生鮮水産物等の流通の円滑化を図るための場の提供
- (2) 生鮮水産物等を販売するための場の提供
- (3) 生鮮水産物等の消費拡大及び情報発信
- (4) その他公設市場の設置の目的を達成するために必要な事業

（管理）

第 4 条 公設市場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 公設市場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) 公設市場の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公設市場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間）

第 6 条 公設市場の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更するこ

とができる。

- (1) 仲買売場施設 午前 6 時から午後 6 時まで
 - (2) 水産物等販売施設及び多目的利用施設 午前 9 時から午後 6 時まで
 - (3) 飲食物提供施設 午前 6 時から午後 9 時まで
- (休館日)

第 7 条 公設市場の休館日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- 2 市長は、前項本文の規定により指定管理者が休館日を定めたときは、これを告示するものとする。

(利用許可)

第 8 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 指定管理者は、第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
- (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、公設市場の管理上特に必要と認められる

とき。

- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

- 第10条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

- 第11条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

- 第12条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 2 利用者は、規則で定める期日までに、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

- 第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

- 第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

- 第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の費用負担)

- 第16条 利用者は、第12条に定める利用料金のほか、光熱水費等の費用を負担しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

- 第17条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 18 条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為並びにこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る施設等の利用の許可その他公設市場の運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(浜田市公設水産物仲買売場条例の廃止)

3 浜田市公設水産物仲買売場条例（平成 17 年浜田市条例第 296 号。次項において「旧仲買売場条例」という。）は、廃止する。

(旧仲買売場条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日から規則で定める日までの間、旧仲買売場条例第 12 条第 2 号の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(浜田市特別会計条例の一部改正)

5 浜田市特別会計条例（平成 17 年浜田市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(浜田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

6 公設水産物仲買売場特別会計における施行日の属する年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金条例の廃止)

7 浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金条例（平成 17 年浜田市条例第 85 号。次項において「旧基金条例」という。）は、廃止する。

(旧基金条例の廃止に伴う準備行為)

8 旧基金条例第 5 条の規定にかかわらず、旧基金条例に基づく浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金は、前項の規定による旧基金条例の廃止に当

たり、施行日前において、これを処分することができる。

別表（第 12 条関係）

区分		利用料金の上限額	
仲買売場施設、水産物等販売施設及び飲食物提供施設		1 月につき 1 平方メートル当たり	1,100 円
多目的利用施設	調理室	1 時間当たり	1,100 円
	多目的スペース	1 時間につき 1 平方メートル当たり	30 円

備考

- 1 水産物等販売施設、飲食物提供施設及び多目的利用施設については、この表に定める額に、売上金額（当該施設において得た売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）をいう。）に 5 パーセントの範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める割合を乗じて得た額を加算する。
- 2 利用期間に 1 月未満の端数が生じたときは、日割計算により算定する。
- 3 利用面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 平方メートルとみなして算定する。
- 4 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。
- 5 利用料金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は 100 円とする。
- 6 設備器具の利用料金の上限額は、規則で定める。

議案第 46 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 昭和 63 年度の部河内災害特別住宅(63)の項を削り、同表中

「

昭和 58 年度	本田住宅	浜田市三隅町岡見 532 番地 1	木造 2 階建	1
----------	------	----------------------	---------	---

」

及び

「

昭和 58 年度	坂田住宅	浜田市三隅町河内 1031 番地	木造 2 階建（作業 室付）	1
----------	------	---------------------	-------------------	---

」

を削る。

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例

浜田市火災予防条例（平成 17 年浜田市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例について

金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例

金城町農林業振興奨学金貸付条例（平成 15 年金城町条例第 21 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

財産の取得について

山陰浜田港公設市場として次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 取得する財産

しまねお魚センター

土地

所在地 浜田市原井町 3050 番地 46

地目 雑種地

面積 9,229.00 m²

建物

所在地 浜田市原井町 3050 番地 46

種類 店舗、事務所

建築年度 平成 4 年度

構造 鉄骨造 2 階建、木造平家建

付帯施設 物置、便所

延床面積 2,236.79 m²

2 取得方法 売買による

3 取得予定価格 233,850,000 円

4 契約相手方 浜田市原井町 3050 番地 46
株式会社はまだ特産品センター
代表取締役 片 山 泰 延

議案第 50 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

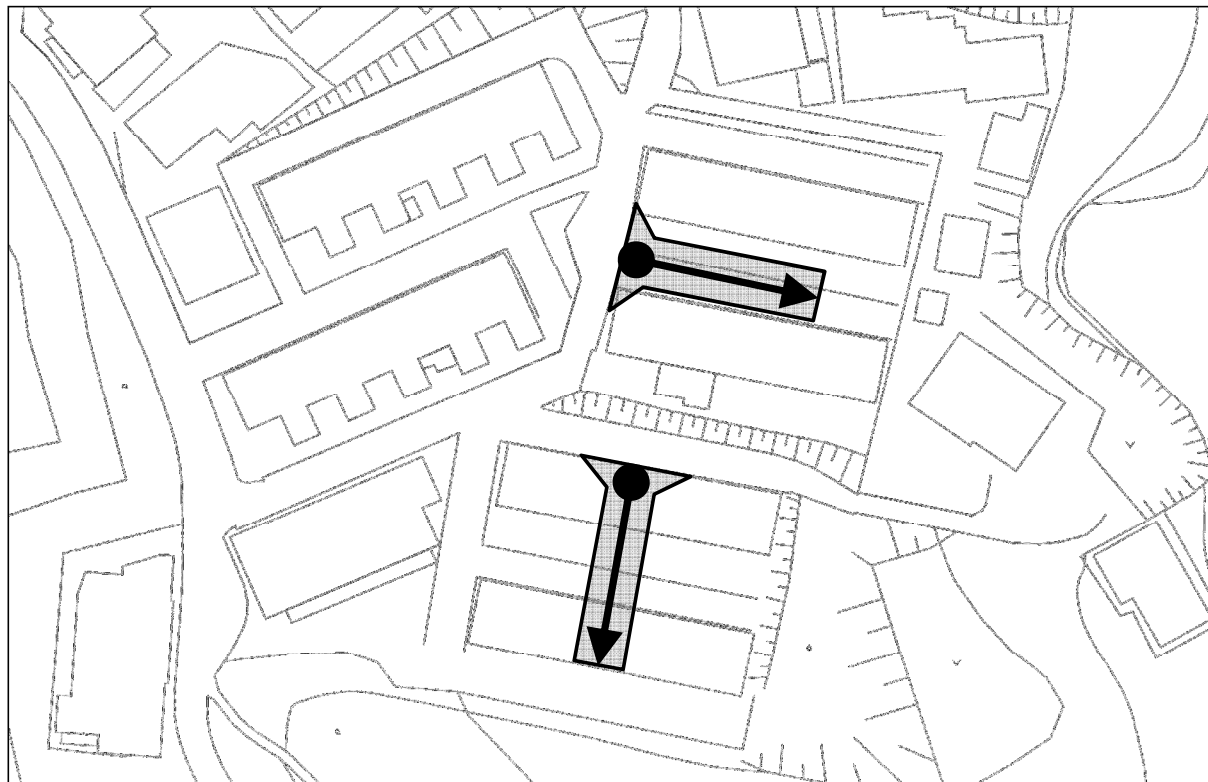
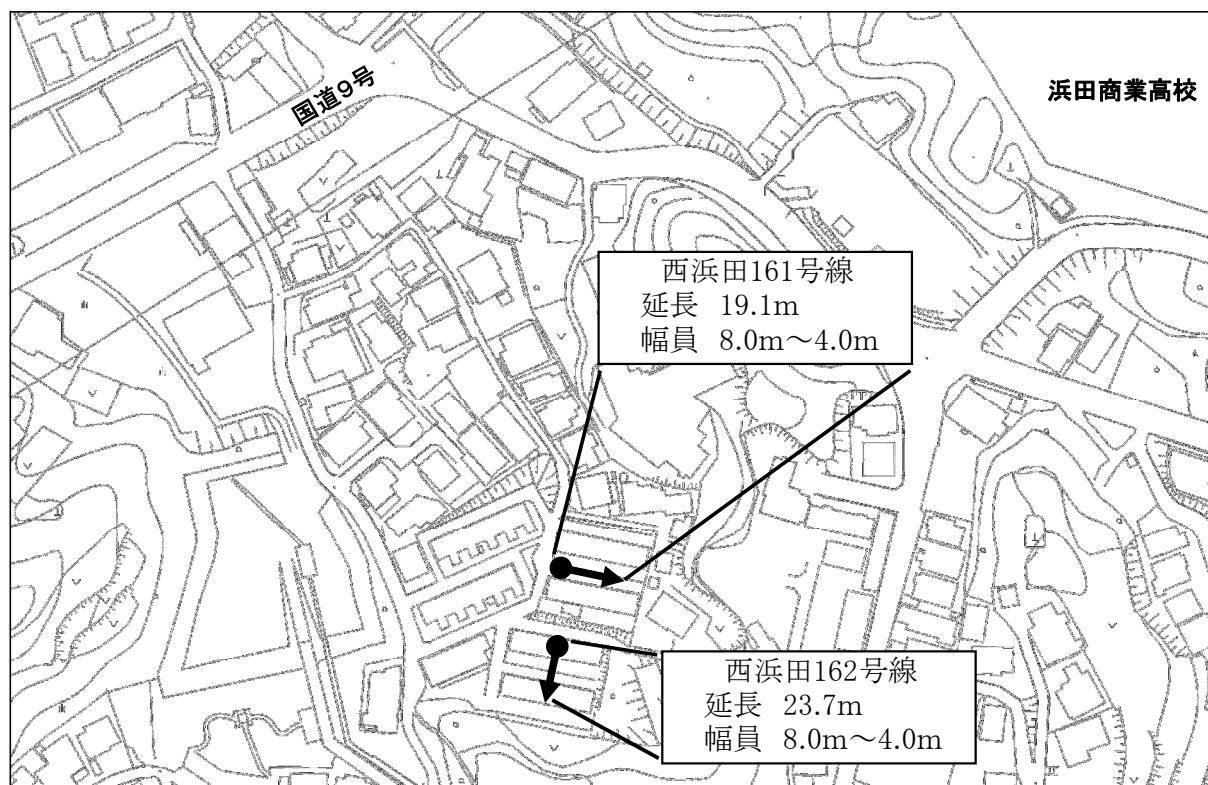
令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

[illegible]

認 定



令和元年度

浜田市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和元年度 浜田市一般会計補正予算（第２号）

令和元年度浜田市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40,111 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,083,852 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		359,043	3,000	362,043
	1 分担金	35,847	3,000	38,847
15 国庫支出金		5,810,697	△90,760	5,719,937
	1 国庫負担金	3,645,099	△68,221	3,576,878
	2 国庫補助金	2,111,565	△22,539	2,089,026
16 県支出金		2,554,419	21,115	2,575,534
	2 県補助金	878,697	21,115	899,812
19 繰入金		3,000,224	26,430	3,026,654
	2 基金繰入金	2,870,224	26,430	2,896,654
21 諸収入		1,241,020	41,404	1,282,424
	5 雑入	832,849	41,404	874,253
22 市債		3,855,000	△41,300	3,813,700
	1 市債	3,855,000	△41,300	3,813,700
歳入合計		39,123,963	△40,111	39,083,852

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,812,062	4,000	4,816,062
	1 総務管理費	4,151,174	4,000	4,155,174
3 民生費		11,601,693	4,342	11,606,035
	2 児童福祉費	4,100,725	4,342	4,105,067
6 農林水産業費		3,864,821	75,227	3,940,048
	1 農業費	1,557,216	18,995	1,576,211
	3 水産業費	2,101,404	56,232	2,157,636
7 商工費		925,661	2,812	928,473
	1 商工費	925,661	2,812	928,473
8 土木費		3,268,144	△50,769	3,217,375
	1 土木管理費	654,782	2,200	656,982
	2 道路橋梁費	1,545,564	△52,969	1,492,595
10 教育費		2,842,125	24,692	2,866,817
	1 教育総務費	692,684	790	693,474
	5 社会教育費	927,346	23,902	951,248
11 災害復旧費		622,672	△100,415	522,257
	2 公共土木施設災害復旧費	582,672	△100,415	482,257
歳出	合 計	39,123,963	△40,111	39,083,852

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 96,100	千円 97,000
水 産 施 設 整 備 事 業	760,100	775,100
道 路 橋 梁 整 備 事 業	798,800	770,600
災 害 復 旧 事 業	220,900	191,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	359,043	3,000	362,043
15 国庫支出金	5,810,697	△90,760	5,719,937
16 県支出金	2,554,419	21,115	2,575,534
19 繰入金	3,000,224	26,430	3,026,654
21 諸収入	1,241,020	41,404	1,282,424
22 市債	3,855,000	△41,300	3,813,700
歳入合計	39,123,963	△40,111	39,083,852

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	4,812,062	4,000	4,816,062	3,000			1,000
3民 生 費	11,601,693	4,342	11,606,035	3,419	900		23
6農 林 水 産 業 費	3,864,821	75,227	3,940,048	17,325	15,000	35,679	7,223
7商 工 費	925,661	2,812	928,473			5,812	△3,000
8土 木 費	3,268,144	△50,769	3,217,375	△25,958	△28,200	2,200	1,189
10教 育 費	2,842,125	24,692	2,866,817	790		23,902	
11災 害 復 旧 費	622,672	△100,415	522,257	△68,221	△29,000		△3,194
歳 出 合 計	39,123,963	△40,111	39,083,852	△69,645	△41,300	67,593	3,241

2 歳 入

13 分担金及び負担金（1 分 担 金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	359,043	3,000	362,043
1 分 担 金	35,847	3,000	38,847
2 農林水産業費分担金	29,287	3,000	32,287
15 国庫支出金	5,810,697	△90,760	5,719,937
1 国庫負担金	3,645,099	△68,221	3,576,878
4 災害復旧費国庫負担金	328,804	△68,221	260,583
2 国庫補助金	2,111,565	△22,539	2,089,026
2 民生費国庫補助金	352,429	3,419	355,848
5 土木費国庫補助金	471,279	△25,958	445,321
16 県支出金	2,554,419	21,115	2,575,534
2 県補助金	878,697	21,115	899,812
1 総務費県補助金	46,234	3,000	49,234
4 農林水産業費県補助金	495,735	17,325	513,060
7 教育費県補助金	22,600	790	23,390
19 繰 入 金	3,000,224	26,430	3,026,654
2 基金繰入金	2,870,224	26,430	2,896,654
1 財政調整基金繰入金	1,005,296	1,418	1,006,714

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農 業 費 分 担 金	3,000	農地耕作条件改善事業分担金 3,000
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△68,221	29年公共土木施設災害復旧費 △68,221
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	3,419	子ども・子育て支援事業費 1,390 保育所等整備事業費 2,029
1 道 路 橋 梁 費 補 助 金	△25,958	社会資本整備総合交付金 △1,797 道整備交付金 △24,161
1 総 務 管 理 費 補 助 金	3,000	わくわく島根生活実現支援事業費 3,000
1 農 業 費 補 助 金	17,325	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 8,725 農地耕作条件改善事業費 7,000 農道長寿命化計画策定事業費 1,600
1 教 育 総 務 費 補 助 金	790	スクールサポートスタッフ配置事業費 790
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,418	財政調整基金繰入金 1,418

19 繰入金 (2 基金繰入金)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
7	ふるさと応援基金繰入金	402,475	25,012	427,487
21 諸 収 入		1,241,020	41,404	1,282,424
5	雑 入	832,849	41,404	874,253
2	雑 入	832,847	41,404	874,251
22 市 債		3,855,000	△41,300	3,813,700
1	市 債	3,855,000	△41,300	3,813,700
2	民 生 債	81,900	900	82,800
4	農林水産業債	898,400	15,000	913,400
6	土 木 債	950,900	△28,200	922,700
9	災害復旧債	220,900	△29,000	191,900
歳 入 合 計		39,123,963	△40,111	39,083,852

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさと応援基金繰入金	25,012	ふるさと応援基金繰入金 25,012
11 農 林 水 産 業 費 雑 入	34,502	農林雑入 1,823 水産雑入 32,679
12 商 工 費 雑 入	3,000	シンポジウム助成事業費 3,000
15 教 育 費 雑 入	3,902	コミュニティ助成事業費 3,200 社会教育施設移転補償費 702
2 児 童 福 祉 債	900	私立保育所施設整備事業費 900
3 水 産 業 債	15,000	地場産業振興施設整備事業費 15,000
1 道 路 橋 梁 債	△28,200	道路橋梁整備事業費 △28,200
2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 債	△29,000	過年公共土木施設災害復旧費 △29,000

3 歳 出

[illegible]

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	4,000	1 わくわく 浜田生活実現支援事業 4,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,601,693	4,342	11,606,035	3,419	900		23
2 児童福祉費	4,100,725	4,342	4,105,067	3,419	900		23
1 児童福祉総務費	608,479	1,390	609,869	1,390			
2 児童措置費	3,479,196	2,952	3,482,148	2,029	900		23

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
13	委託料	1,390	1 児童福祉総務事務費 1,390
19	負担金補助及び交付金	2,952	1 私立保育所施設整備補助事業 2,952

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,864,821	75,227	3,940,048	17,325	15,000	35,679	7,223
1 農 業 費	1,557,216	18,995	1,576,211	17,325		3,000	△1,330
4 畜産業費	40,026	8,725	48,751	8,725			
5 土地改良事業費	210,518	10,270	220,788	7,000		3,000	270
6 農道維持費	48,916	0	48,916	1,600			△1,600

6 農林水産業費 (1 農 業 費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	8,725	1 畜産収益力強化対策事業 8,725
11 需用費	270	1 農地耕作条件改善事業 10,270
15 工事請負費	10,000	
13 委託料	3,200	1 農道長寿命化計画策定事業 0
19 負担金補助及び交付金	△3,200	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	2, 101, 404	56, 232	2, 157, 636		15, 000	32, 679	8, 553
1 水産業総務費	25, 067	39, 179	64, 246			31, 271	7, 908
2 水産業振興費	1, 901, 308	17, 053	1, 918, 361		15, 000	1, 408	645

6 農林水産業費（3 水産業費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	7,908	1 水産総務事務費 31,271 2 緑地管理費 7,908
23 償還金利子及び割引料	31,271	
11 需用費	141	1 山陰浜田港公設市場整備事業 15,170 2 山陰浜田港公設市場開設準備事業 1,883
12 役務費	185	
13 委託料	16,228	
14 使用料及び賃借料	110	
19 負担金補助及び交付金	389	

[illegible]

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
9	旅費	312	1 石見神楽国立劇場公演事業 2,812
19	負担金補助及び交付金	2,500	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	2,200	1 ブロック塀等撤去費助成事業 2,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1, 545, 564	△52, 969	1, 492, 595	△25, 958	△28, 200		1, 189
3 道路新設改良費	1, 137, 536	△51, 778	1, 085, 758	△25, 296	△27, 700		1, 218
4 交通安全対策事業費	47, 574	△207	47, 367	△115	△100		8
6 橋梁新設改良費	61, 800	△984	60, 816	△547	△400		△37

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	△250	1 戸地線改良事業 △24,249 2 長沢下府線通学路整備事業 △2,008 3 今福有福線道路改良事業 △25,523 4 道路ストック災害防除事業 △410 5 今福20号線災害防除事業 824 6 井野37号線道路改良事業 △412
7 貸金	△1,558	
11 需用費	299	
13 委託料	△798	
15 工事請負費	△49,351	
17 公有財産購入費	△120	
11 需用費	△6	1 歩道整備事業 △207
15 工事請負費	△201	
11 需用費	△28	1 橋梁長寿命化改修事業 △984
15 工事請負費	△956	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,842,125	24,692	2,866,817	790		23,902	
1 教育総務費	692,684	790	693,474	790			
3 教育研究指導費	133,340	790	134,130	790			

10 教 育 費 （ 1 教育総務費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
7 賃金	790	1 学校支援員配置事業 790

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
15 工事請負費	702	1 公民館管理運営費 702
15 工事請負費	20,000	1 文化振興事業 3,200
19 負担金補助及び交付金	3,200	2 (仮称) 浜田城資料館整備事業 20,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	622,672	△100,415	522,257	△68,221	△29,000		△3,194
2 公共土木施設 災害復旧費	582,672	△100,415	482,257	△68,221	△29,000		△3,194
1 道路橋梁災害 復旧費	582,672	△100,415	482,257	△68,221	△29,000		△3,194

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	1,866	1 2 9年公共土木施設災害復旧費 △100,415
15 工事請負費	△102,281	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 2,067,083	千円 220,900	千円 152,851	千円 2,135,132
	補 正 額		△ 29,000		△ 29,000
	補 正 後 の 額	2,067,083	191,900	152,851	2,106,132
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	18,781,190	1,228,600	1,966,250	18,043,540
	補 正 額		△ 300		△ 300
	補 正 後 の 額	18,781,190	1,228,300	1,966,250	18,043,240
辺 地 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	600,275	38,500	106,516	532,259
	補 正 額		△ 13,700		△ 13,700
	補 正 後 の 額	600,275	24,800	106,516	518,559
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,607,706	1,525,500	1,823,169	15,310,037
	補 正 額		1,700		1,700
	補 正 後 の 額	15,607,706	1,527,200	1,823,169	15,311,737
計	補 正 前 の 額	54,280,738	3,855,000	5,815,699	52,320,039
	補 正 額		△ 41,300		△ 41,300
	補 正 後 の 額	54,280,738	3,813,700	5,815,699	52,278,739

同意第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	浜田市金城町今福 35 番地 1
職 業	団体職員
氏 名	大 島 正 治
生年月日	昭和 25 年 3 月 9 日

(参 考)

前任者 古 城 護（令和元年 12 月 31 日まで）

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条